

# 秋田県公報

## 目次

秋田県税条例の一部を改正する条例(四九・税務課).....	3
-------------------------------	---

この号で公布された  
条例のあらまし

### 1 秋田県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四九号)

#### 1 県民税

- (一) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例の適用期間を平成二一年度まで(現行平成一八年度まで)延長することとした。(附則第五条関係)
- (二) 特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例について、特例の対象となる特定株式の取得期間を平成一九年三月三十一日まで(現行平成一七年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第一二条の三関係)

#### 2 不動産取得税

- (一) 次に掲げる減額措置の適用期間を平成一九年三月三十一日まで(現行平成一七年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第一六条関係)

- (1) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置

- (2) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四一年法律第一二六号)の規定に基づき入会権者等が入会林野整備等により取得する土地に係る税額の減額措置

- (3) 産業活力再生特別措置法(平成一一年法律第一三一号)に規定する認定事業再構築計画、認定共同事業再編計画又は認定経営資源再活用計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置

- (二) 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを一定の農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときは、徴収猶予を継続する特例措置を講ずることとした。(附則第一八条関係)

#### 3 自動車取得税

- (一) 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成一九年三月三十一日まで(現行平成一七年三月三十一日まで)延長することとした。(附則第二二条第二項及び第三項関係)

- (二) 平成一五年又は平成一六年自動車排出ガス規制に適合した自動車のうち、粒子状物質の排出量がその許容限度より四分の三以上少ない一定の自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二二条第九項関係)

- (三) 平成一六年自動車排出ガス規制に適合した自動車の取得に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第二二条第一〇項関係)

4

(三)(二)(一) その他  
この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。  
この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

## 条 例

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

## 秋田県条例第四十九号

## 秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の三第二項中、「以下本条」を「第二号」に改め、同項第三号中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「民法第十二条の負担附遺贈」を「同法第十二条第一項の負担付遺贈」に改め、同項第四号中「第七十四条の二第三項」を「前条第三項」に改める。

附則第五条第一項中「平成十八年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十二条の三第六項及び第十六条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

附則第十八条に次の一項を加える。

4 所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第三項に規定する受贈者に係る前三項の規定の適用については、第一項中「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、第二項中「前項」とあるのは「第四項の規定により読み替えて適用される前項」と、「附則第十二条第一項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、「租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下この項において「改正前の租税特別措置法」という。）第七十条の四第一項ただし書」と、「又は第十八項」とあるのは「若しくは第十八項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第四項、第六項若しくは第十二項」と、「附則第十二条第二項」とあるのは「附則第十二条第五項の規定により読み替えて適用される同条第二項」と、「租税特別措置法第七十条の四第二十四項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十条の四第二十四項」と、「租税特別措置法第七十条の四第四項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十条の四第四項」と、「租税特別措置法第七十条の四第五項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十条の四第五項」と、「前項中「第一項」とあるのは「次項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

附則第二十二條第二項及び第三項中、「平成十七年三月三十一日」を、「平成十九年三月三十一日」に改め、同條第九項及び第十項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。  
(不動産取得税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の秋田県税条例(以下「新条例」という。)附則第十六条及び第十八条第四項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。  
(自動車取得税に関する経過措置)
- 3 新条例附則第二十二條の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原印刷社